

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

ページ
一

号外(二) 平成二十一年七月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「揖斐総合庁舎」を「衛生管理者が常駐しない総合庁舎であつて、かつ、当該総合庁舎を専ら担当する衛生管理者がいない総合庁舎」に改める。

第十八条中「結核精密健康診断」を削る。
別表第三結核精密健康診断の部を削る。

附則

この訓令は、平成二十一年七月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十一年七月一日

平成二十一年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社